

令和元年度 集団指導資料

【通所介護・地域密着型通所介護】 【居宅介護支援】



令和元年9月13日（金）
姫路市文化センター 小ホール

姫路市 監査指導課

1

【目次】



<通所介護・地域密着型通所介護>

- I 介護保険サービスと保険外サービス
 - 1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供
 - 2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供
- II 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い
- III 送迎時に実施した「居宅内」での介助等に要する時間
- IV 個別機能訓練加算
- V 延長サービス（延長加算）

<居宅介護支援>

- ・契約時の説明
- ・管理者（主任介護支援専門員）
- ・入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

姫路市 監査指導課

2

【通所介護】 【地域密着型通所介護】



姫路市 監査指導課

3

I 介護保険サービスと保険外サービス

高齢者が抱える多様なニーズに対応した
サービスの充実が必要

介護保険
サービス

介護保険制度に基づく
サービス

+

保険外
サービス

高齢者のニーズに対応
するサービス

【介護保険最新情報】（Vol.678 平成30年9月28日）
介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の
取扱いについて

姫路市 監査指導課

4

【組み合わせて提供する場合の禁止事項】

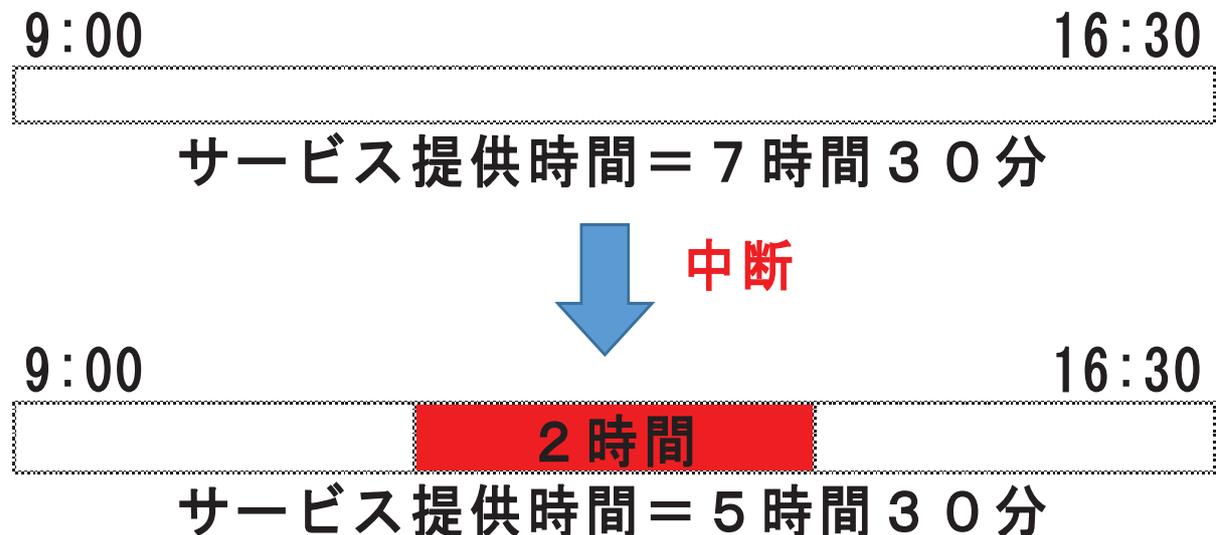
- 1 双方を同時一体的に提供すること。
- 2 特定の介護職員による介護サービスを受けるための「指名料」、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための「時間指定料」として利用者の自費負担による「上乘せ料金」を徴収すること。

⇒ **上記事項は、認められていない。**

**このページは、
白紙です。**

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

【サービス提供時間中の中断】（考え方）



姫路市 監査指導課

7

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

【サービス提供時間中の中断】（現行）

- ① 「理美容サービス」を受ける場合
- ② 「緊急やむを得ない医療機関」を受診する場合

<留意事項>

上記サービスに要した時間は、「通所介護サービスの提供時間」に含めない。

姫路市 監査指導課

8

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

【サービス提供時間中の中断】（改正後）

- ① 「理美容サービス」を受ける場合
- ② 「緊急やむを得ない医療機関」を受診する場合
- ③ 事業所内において、「健康診断」、「予防接種」、「採血」を行う場合
- ④ 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に「同行支援」を行う場合
- ⑤ 物販・移動販売やレンタルサービス
- ⑥ 買い物等代行サービス

**このページは、
白紙です。**

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

③ 事業所内において、「健康診断」、「予防接種」、「採血」を行うことが可能

(例)

- ・医療機関が事業所へ訪問し、「健康診断」、インフルエンザなどの「予防接種」、「採血」を実施

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

<留意事項>

- ① 医療法等の関係法規を遵守。
- ② 「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」を遵守。(添付書類1参照)
- ③ 「鍼灸」や「柔道整復等の施術」を行うことは不可。
- ④ 無資格者によるマッサージの提供は禁止。

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

④ 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に「同行支援」を行うことが可能

(例)

- ・「病院への受診」に同行
- ・「スーパーへの買い物」に同行
- ・「外出中に、利用者の希望に応じた多様な分野の活動」に参加

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

<留意事項>

- ① 利用者個人の希望により、個別に通所介護事業所からの外出を支援するもの
- ② 機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外のもの
- ③ 保険外サービスの提供に要した時間を当該職員が通所介護に従事する時間には含めない。
- ④ 道路運送法や医療法等の関係法規を遵守
(例) 医療機関への受診同行
⇒利用者個人の希望により、個別に行うもの。
(例) 有償で提供するサービスに付随して送迎を行う場合
⇒道路運送法に基づく許可・登録が必要。

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

⑤ 物販・移動販売やレンタルサービス

(例)

- ・日常生活に必要な「日用品、食料品・食材」を販売
- ・業者が事業所へ訪問し、「パン等」を販売
- ・福祉用具の業者が、「くつ」を販売

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

<留意事項>

1. 「高額な商品」を販売しようとする場合には、あらかじめその旨を利用者の家族や介護支援専門員に対して、連絡が必要。
2. 認知機能が低下している利用者に対しては、高額な商品等の販売は行わないこと。
3. 食品衛生法等の関係法規を遵守。

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

⑥ 買い物等代行サービス

(例)

- ・ 従業者が、「スーパーでの買い物」を代行
- ・ 従業者が、「病院へ診察券の提出」を代行

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

◆取扱い

＜人員の配置に余裕がある場合＞

従業者が、代行しても、従業者の確保すべき勤務時間に影響がない場合

⇒ 中断しなくてもよい。

＜人員の配置に余裕がない場合＞

従業者が、代行することで、従業者の確保すべき勤務時間が不足する場合

⇒ 対象利用者のサービス提供を中断可能

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

◆取扱い（共通事項）

① 方針等 ※通所介護とは別

保険外サービスの事業の「目的」、「運営方針」、「利用料」等を定める。

② 説明・同意

ア 利用者に対して、「①方針等」の概要、重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行う。

イ 保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得る。

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

③ 報告

契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告する。

★介護支援専門員は？

必要に応じて、事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の「保険外サービス」に関する情報を「居宅サービス計画書（第2表）」、「週間サービス計画表（第3表）」に記載すること。

1 通所介護を提供中に、「保険外サービス」を提供

④ 費用請求

- ア 通所介護の利用料とは別に費用請求する。
- イ 通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分する。

⑤ 通所介護の提供時間

- ア 通所介護の提供時間には、保険外サービスの提供時間を含めない。
- イ その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱う。

2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供

【双方にサービスを提供する場合】（現行）

通所介護事業所の設備は、専ら当該通所介護の事業の用に供するものでなければならない。

2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供

【双方にサービスを提供する場合】（改正後）

次のようなサービスの提供が可能。

① 両サービスの利用者が混在する場合

（例）

通所介護事業所において、通所介護の利用者とそれ以外の地域住民が混在している状況下で、体操教室等を実施すること。

2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供

② 両サービスの利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員により、保険外サービスを提供する場合

通所介護事業所において、通所介護とは別室で、通所介護に従事する職員とは別の人員が、地域住民向けのサービスを提供すること。

2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供

■ 取扱い（共通事項）

① 記録

「保険外サービス」に関する情報を記録。
⇒提供する事業者名、サービス提供時間等

<留意事項>

・通所介護と保険外サービスを明確に区分する必要がある。

2 通所介護の利用者と「保険外サービス」の利用者の双方にサービスを提供

② 人員基準

同時一体的に利用する「通所介護の利用者」と「保険外サービスの利用者」の**合計数**に対し、通所介護事業所の人員基準を満たすように職員が配置が必要。

③ 利用定員

「通所介護の利用者」と「保険外サービスの利用者」の**合計数**が、通所介護事業所の利用定員を超えない。

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

通所介護等の利用を目的とする「送迎」に併せて、「買物等支援」を保険外サービスとして行う場合、次の①及び②に該当すること。

「買物等支援」とは？

⇒ 利用者からの依頼に応じて、スーパーや病院における支援

① 送迎の途中で、送迎の一環として、商店等へ立ち寄る場合であること。

＜留意事項＞

商店等へ立ち寄らない送迎の場合に、通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われるもの。

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

② 「買物等支援」が「送迎」とは独立したサービスであること。

「独立したサービス」とは？

ア 買物等支援における利用者負担は、当該支援を利用する場合のみに発生すること。

イ 買物等支援を利用するか否かは、利用者が選択するものであること。

ウ 買物等支援の利用者負担について、移動する距離や時間等で差を設けていないこと。

⇒ ア～ウのすべてに該当すること。

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

□送迎の途中で、「買物等支援」を行わない場合

対価の種類	対価の有無	許可又は登録
送迎	あり	必要
	なし	必要なし

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

□送迎の途中で、「買物等支援」を行う場合 【経路を逸脱しない場合】

対価の種類	対価の有無			許可又は登録
買物等支援	なし			必要なし
	対価の有無	送迎との関係	「送迎」の対価	許可又は登録
	あり	独立している	あり	必要
			なし	必要なし
	独立していない		必要	

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

□送迎の途中で、「買物等支援」を行う場合 【経路を逸脱する場合】

許可又は登録
必要

Ⅱ 「送迎」に関する道路運送法上の取扱い

□通所介護等を提供中の利用者に対し、外出支援のサービスを提供する場合

外出支援の種類	対価の有無	許可又は登録
機能訓練の一環 (通所介護計画に位置づけ「あり」)	—	必要なし
利用者個人の希望による 「保険外サービス」	なし	必要なし
	あり	必要

Ⅲ 送迎時に実施した「居宅内」での介助等に要する時間

1 事例 ～「週間サービス計画表」抜粋～

時間帯	月
4:00	
6:00	
8:00	訪問介護
10:00	
12:00	通所介護 9:00～16:00
14:00	
16:00	
18:00	

<訪問介護>

- ・ 8:20～8:50「身体介護1」
⇒更衣介助、トイレ誘導、送り出し

<通所介護>

- ・ 8:50 迎え
- ・ 9:00～サービス開始

姫路市 監査指導課

33

Ⅲ 送迎時に実施した「居宅内」での介助等に要する時間

2 取扱い

次のいずれの要件を満たす場合、「通所介護を行うのに要する時間」に含めることが可能。

3 要件

- ①「居宅サービス計画」及び「通所介護計画」に位置付けた上で実施する場合。
- ②送迎時に「居宅内」の介助等を行う者が、次に該当する職員である場合。

姫路市 監査指導課

34

Ⅲ 送迎時に実施した「居宅内」での介助等に要する時間

4 所要時間

1日30分以内を限度

5 介助等

着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等

Ⅲ 送迎時に実施した「居宅内」での介助等に要する時間

6 該当する職員

- ①介護福祉士
- ②実務者研修修了者
- ③介護職員基礎研修課程修了者
- ④1級課程修了者
- ⑤介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む）
- ⑥看護職員
- ⑦機能訓練指導員
- ⑧当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所・医療機関・社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員

IV 個別機能訓練加算

1 個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の比較

	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
単位数	1日につき、46単位	1日につき、56単位
機能訓練指導員	常勤・専従1名以上、配置	専従1名以上、配置
個別機能訓練計画	利用者ごとに、心身の状況に応じて、作成	利用者ごとに、心身の状況を重視した上で、作成
	多職種共同で作成 ※事例1参照	
機能訓練項目	※事例2参照	

	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
目的	「身体機能」を回復	「生活機能」の維持・向上
目標（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢筋力の向上を図る ・ 関節可動域の拡大を図る ・ 麻痺の回復を図る ・ 体力の向上を図る。 	<p><居宅での生活行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人でトイレに行く ・ 1人で買物に行く ・ 掃除をする ・ 調理をする <p><地域での社会的関係の維持に関する行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街に買い物に行く ・ 孫とメール交換する ・ インターネットで手続きをする
訓練の対象者	人数制限なし	5人程度以下の小集団又は個別
訓練の実施者	制限なし	機能訓練指導員が直接実施
実施回数	実施回数の定めはなし	概ね、週1回以上実施
居宅への訪問	3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認	

<事例 1 : 多職種共同>

職種	情報や意見（例）
機能訓練指導員	「両下肢の筋力が少し弱そうですね」 「両下肢の筋力強化が必要だと思います」 「おもりを付けて訓練を提案してみたらどうでしょうか」
看護職員	「左下肢や腰のしびれが気になるのですね」 「毎日湿布で我慢していると言われてましたね」
介護職員	「車いすから立って移乗する時に痛みで転倒しないだろうか」 「現時点では、移乗時の転倒に注意して介助する必要があると思います」 「訓練で両下肢の筋肉がつくと楽にできるかもしれませんね」
生活相談員	「我慢強く頑張ろうという気持ちをお持ちですよ」 「転ばないように気をつけないといけないとお聞きしました」 「家でできる訓練も教えてほしいとご家族が言っておられましたよ」
利用者	「転ぶのは注意しないといけないと思う」 「下肢の力をつけたら、歩くのが楽になるだろうか」 「訓練は何をしたらよいだろうか」
まとめ (機能訓練指導員が中心)	「腰や下肢のしびれに注意して、移動する時や入浴時には転倒に注意するように声をかけてもらって動きましょうか」 「両下肢の筋力強化訓練を中心に機能訓練プログラムを組み、家庭でもできる練習は紙に書いて持って帰ってもらいましょう」 「筋力強化のおもりは、とりあえず 1kgから試してみましよう」 「一緒に頑張りましようね」

姫路市 監査指導課

39

<事例 2 : 機能訓練項目・訓練内容>

機能訓練項目	訓練内容の例	ICF分類
個別機能訓練加算（Ⅰ）		
関節可動域訓練	・体の各関節を他動的、自己他動的、自動的に動かす	心身機能
筋力強化訓練	・上下肢、体感、頸部などの筋をゴムチューブやおもり、機能訓練指導員の手などの負荷をかけて鍛える	心身機能
麻痺回復訓練	・麻痺により緊張が高まっている筋肉をゆっくりと伸ばし、その後利用者自身で動かす ・筋の緊張が動揺する状況をうまくコントロールする	心身機能
痛みに関する訓練	・物理療法などで痛みを緩和する ・痛みが出そうな関節の位置までゆっくりと動かし、筋肉や靭帯などをゆっくりとストレッチする	心身機能
体力向上などの関する訓練	・集団体操やレクリエーションなどで、体を動かす	心身機能
生活リズムや生活意欲改善につながる訓練	・集団体操やレクリエーションなどで、体を動かす ・回想法などで、他の利用者と話を ・作品を作る	心身機能
認知機能に関する訓練	・現実見当識訓練や回想法などで、記憶を呼び起こす ・漢字や計算、パズルなどで、思考や判断能力を刺激する ・成功体験や楽しい時間を過ごすことで、感情をコントロールする	心身機能
基本的なADLに関する訓練	・寝返り、起き上がり、座位保持、立ち上がり、立位保持、歩行などの基本的な動作訓練	心身機能
個別機能訓練加算（Ⅱ）		
応用的なADLに関する訓練	・食事、衣服、入浴、整容、排せつなどの応用的な動作訓練	活動
IADLに関する訓練	・買い物、調理、掃除、金銭管理などに関する訓練	活動
生きがいや社会参加に関する訓練	・趣味や生きがいにしていたことに関する訓練 ・家庭内役割やこれまでの役割を再度行えるようにする訓練 ・家業に関する簡単な手伝い訓練	活動

姫路市 監査指導課

40

2 個別機能訓練加算の「居宅」への訪問

「居宅」への訪問は、なぜ必要？

★個別に「評価」が必要

- ① 利用者を見て、触れて、動かす
- ② 家庭生活でのADL、IADLの実行状況を見る
- ③ 会話の様子など確認
- ④ 家庭内での役割、活動状況を把握

⇒ 総合的に評価することが重要

⇒ 利用者と共に、現状を認識し合うことが重要



この機会が、3月に1度、持たれることが必要

2 個別機能訓練加算の「居宅」への訪問

① 訪問（3月ごとに1回以上）

「居宅」での生活状況を確認

⇒ 起居動作、ADL、IADL等の状況

② 説明

利用者又は家族に説明

⇒ 個別機能訓練計画の内容、進捗状況、評価内容

③ 記録

①②の内容を記録

④ 見直し

訓練内容の見直し

2 個別機能訓練加算の「居宅」への訪問

【事例】

- ・ 3月に1回以上、訪問をしていない。
- ・ 「訪問時の状況」を記録をしていない。



「報酬返還」の対象

2 個別機能訓練加算の「居宅」への訪問

居宅訪問チェックシート

利用者氏名		生年月日	年 月 日	男・女
訪問日	平成 年 月 日 ()	～	要介護度	
訪問スタッフ		職種		

「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」
(厚生労働省通知 H27.3.27)

「居宅訪問チェックシート」参照

	項目	レベル	課題	環境 (活動場所・補助具等)	状況・生活課題
ADL	食事	自立 一部介助 全介助	有・無		
	排泄	自立 一部介助 全介助	有・無		
	入浴	自立 一部介助 全介助	有・無		
	更衣	自立 一部介助 全介助	有・無		
	整容	自立 一部介助 全介助	有・無		
	歩行	自立 一部介助 全介助	有・無		
IADL	屋内移動	自立 一部介助 全介助	有・無		
	屋外移動	自立 一部介助 全介助	有・無		
	障子開閉	自立 一部介助 全介助	有・無		
	調理	自立 一部介助 全介助	有・無		
	洗濯	自立 一部介助 全介助	有・無		
	掃除	自立 一部介助 全介助	有・無		
個別機能訓練	項目	レベル	課題	状況・生活課題	
	起き上がり	自立 一部介助 全介助	有・無		
	海板	自立 一部介助 全介助	有・無		
	立ち上がり	自立 一部介助 全介助	有・無		
	立位	自立 一部介助 全介助	有・無		

2 個別機能訓練加算の「居宅」への訪問

★ケアマネジャーへ報告

「評価内容」、「目標の達成度合い」を報告・相談

⇒必要に応じて、

- ① 利用者のADL・IADLの改善状況を踏まえた「目標」の見直し
- ② 訓練内容の変更

**このページは、
白紙です。**

V 延長サービス（延長加算）

<要件>

- ① 所要時間が「8時間以上9時間未満」の通所介護の前後に、連続して、日常生活上の世話を行う場合
- ② 「通所介護」と「延長サービス」の時間の合計が9時間以上となった場合

<算定できない事例>

「サービス提供時間」が「8時間」を満たさない事業所は、算定不可。

（例）サービス提供時間

9時～16時30分（7.5H）

**このページは、
白紙です。**

【居宅介護支援】



姫路市 監査指導課

49

【重要】 契約時の説明

＜説明の義務付け＞

- ① 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
- ② 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。



①②とも「説明」が必要

姫路市 監査指導課

50

【重要】契約時の説明

<説明の方法>

① 文書の交付

⇒ 文書は「重要事項説明書」等

② 口頭での説明及び署名を得る



①②とも「実施」が必要

【重要】契約時の説明

<文言の追記①>

重要事項説明書等に文言を追記



(契約時の説明等)

第〇条 利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

- 1 ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- 2 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

【重要】契約時の説明

<文言の追記②>

【訂正を指導した文言の事例】

- ・ 公正中立なケアマネジメントを行います。
- ・ 基本方針、利用者の希望に基づき、作成しますので、サービス事業所を選択できます。

【重要】契約時の説明

「文書」を交付し、
説明しなかった場合



⇒ 「運営基準減算」
に該当

「運営基準減算」に該当した事例

★何も説明をしていない。

★口頭で説明したが、文書を交付していない。

**このページは、
白紙です。**

管理者（主任介護支援専門員）

管理者＝「主任介護支援専門員」

＜経過措置＞

令和3年3月31日まで



経過措置後、「主任介護支援専門員」でない者は、管理者として配置できない。

このページは、
白紙です。

入院外の 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

- 要介護・要支援者に対する
「医療保険の維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料」
- ◇脳血管疾患等リハビリテーション料
 - ◇廃用症候群リハビリテーション料
 - ◇運動器リハビリテーション料



2019年4月以降

介護保険サービスへ移行 (訪問リハ・通所リハ)

姫路市 監査指導課

59

入院外の 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

次の場合は、
「医療保険のリハビリ」が継続可能

- ◇医師が「医療保険のリハビリ継続が必要」と判断した場合
- ◇「外傷性の肩関節腱板損傷」の場合
- ◇「高次脳機能障害」の場合 など

姫路市 監査指導課

60

入院外の 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

【移行後】

「保険医療機関」は



「居宅サービス事業所等」の位置づけ



連携

居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー)

入院外の 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

【ケアマネジャーの役割】

**移行後、効果的にリハビリテーションを
活用する。**

- ・ アセスメント
- ・ ケアプランの作成・変更
- ・ 「リハビリテーションマネジメント加算」を
活用して、リハビリ専門職と情報共有を図る。

入院外の 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション

【リハビリテーションマネジメント加算】 ～ケアマネジャーの関わり～

★情報提供

PT・OT・STが「リハビリテーション計画書」を作成にあたり、「支援の総合方針」、「解決すべき課題」、「短期目標」を情報提供

★サービス内容を把握

PT・OT・STから「リハビリテーション計画書」を受理

★情報伝達

PT・OT・STからの「利用者の有する能力」、「自立のために必要な支援方法」、「日常生活上の留意点」の情報を「居宅サービス事業所の従業者」に対し、伝達